

# 音楽科における ICT 等を活用した学習活動の在り方に関する研究

## —中学校第 1 学年の不登校生徒を対象とした学習プログラムの作成—

専攻 人間発達教育専攻  
コース 芸術表現系教育コース（音楽）  
学籍番号 M19085F  
氏名 尾木 伸一

### 1. 研究の動機と目的

文部科学省は、2019 年に「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」を発出し、別記 2 において「不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」（以下、本制度）を示した。本制度は、2005 年から存在し同通知で廃止した「IT 等を活用した学習活動」を引き継ぐ制度であり、我が国の不登校児童生徒の自宅における学習も、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することをできるようにした制度である。

本制度は、自宅における ICT 等を活用した学習活動を学校の代替として認める画期的な制度であるが、当初から ICT に限定せず、電子メールや FAX、郵送、家庭訪問時におけるプリント配布や対面指導等も認めている。児童生徒に合う様々な学習方法を提供することによって、不登校児童生徒の学校復帰時における学習の遅れを低減したり、進路選択の機会を確保したりするなどの社会的自立を支援する制度として運用されている。

しかし、本制度の利用は低迷している。2019 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本制度の対象者である義務教育段階の不登校児童生徒が 181,272 人であるのに対し、本制度によって出席扱いとなったのは 608 人である。割合にすると、不登校児童生徒の約 0.5% に満たない。出席扱いとなった不登校児童生

徒数が少ないため、本制度に関連する研究や実践報告はほとんどみられず、教員が本制度の利用を検討しても、本制度の要件にある「計画的な学習プログラム」の作成すら困難な状況にある。

よって、本研究においては、不登校の割合が高い中学校のなかでも、音楽科の授業時数が最も多い第 1 学年の不登校生徒を対象とし、教員による本制度の音楽科の学習プログラムを考案する。学習プログラムは、歌唱及び器楽・創作・鑑賞・その他の領域や分野に分類し、本制度特有の出席扱いの方法や学習方法等の項目を踏まえて作成する。出席扱いの方法においては、本制度に関する事例を分析し、出席扱いに必要な時間数や授業時間数の取扱いを検討する。学習方法においては、新型コロナウイルス感染症の影響による家庭学習施策や「教育の情報化に関する手引」といった公文書等における音楽科の学習方法を分析し、学習プログラムの作成に取り入れる。この公文書に示された学習方法は、国が認めた学習方法ともいえ、「著作権法」上の問題を抱えやすい音楽科にも適合し、ICT を活用した学習として適当であると考えられる。このなかでも個別学習や家庭学習に焦点をあて、本制度に適した学習方法について考察する。

また、本制度の実施に向けた在り方についても詳述し、本研究をもって中学校第 1 学年音楽科における ICT 等を活用した学習活動の学校による実施を可能なものとしたい。

## 2. 論文の構成

はじめに

第1章 中学校における不登校生徒の実状

　第1節 不登校の実状と定義

　第2節 ICT等を活用した学習活動

第2章 音楽科におけるICT等を活用した学習活動の可能性

　第1節 本制度の変遷からみる学習の在り方

　第2節 新型コロナウイルス感染症対策からみる家庭学習の在り方

　第3節 教育の情報化に関する手引からみる音楽科のICT活用

　第4節 ICT等を活用した学習活動として可能な学習事項

第3章 音楽科における本制度の学習プログラムの作成

　第1節 中学校第1学年における学習プログラム

　第2節 歌唱及び器楽分野

　第3節 創作分野

　第4節 鑑賞領域

　第5節 その他の領域

第4章 ICT等を活用した学習活動の実施に際して

　第1節 本制度に関する規程等の実状

　第2節 実施に向けた環境整備と事前指導

　第3節 ICT等を活用した学習活動の展望

総合考察

おわりに

## 3. 研究の概要

第1章においては、ICT等を活用した学習活動の対象である不登校の実状と定義について、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」をはじめ文部科学省の実施する調査等を基に述べた。また、ICT等を活用した学習活動に関する実状や法的位置づけ、本制度の文言について概説した。

第2章においては、本制度に対応した学習プログラムを作成するために、本制度の変遷、新型コロナウイルス感染症に関連して示された自宅における学習方法、文部科学省の「教育の情報化に関する手引」の3観点から、自宅において実施することが可能な学習方法を検討した。

第3章においては、作成した学習プログラムについて概説し、さらに歌唱及び器楽・創作・鑑賞・その他の領域や分野ごとに説明した。その他の領域においては、これまでの領域や分野と異なる学習内容や、本制度の要件の1つである事前指導、課題追求などをとりいれた。

第4章においては、規程等の実状、環境整備と事前指導及び民間事業者や自治体における取組等を述べながら、本制度の実施に向けての在り方を考察した。

## 4. 今後の課題

本研究においては、ICT等を活用した学習活動における中学校第1学年音楽科の学習プログラムを作成したが、課題は山積している。

少なくとも、本制度と他の不登校児童生徒に関する支援施策との連携、補助教材等を使用した本制度の学習方法、道徳科及び特別活動の在り方、民間事業者の在り方、自治体の規程等調査及び事例収集、評価方法の策定、音楽療法的な視点からみた本制度の音楽科に関する研究、本研究の実践研究等が挙げられるであろう。

本制度は、不登校児童生徒の進路選択にとって重要な制度である。しかし、本制度が教員の過重負担とならないよう、様々な視点から方法を編み出し、実践していくことが急務である。

主任指導教員 野本 立人

指導教員 野本 立人